

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東浦町長 日高 輝夫

市町村名 (市町村コード)	東浦町 (234427)	
地域名 (地域内農業集落名)	緒川新田地区	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月24日 (第1回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・知多半島道路東浦知多ICにより、交通の利便性が高いため、農地転用による農地の工業用地化がみられる。
- ・担い手が他の地区と比べて少ないため、農業が行われていない農地が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地の集約化を図り、耕畜連携を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	84.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	51.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	32.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・知多半島道路より西側の農地は、市街化が進んでいるため保全・管理等を行っていく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・地域計画(目標地図)に基づき、農地の集積・集約化を図り農地の大規模化を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域計画に基づき、農地中間管理機構を活用して農地の貸し出しを行うこととする。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農地中間管理機構を利用して農地の集積・集約化が進んだ地域から補助金等を用いた基盤整備事業を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域計画に位置付けられている担い手以外にも、自作農業者等の方々が営農しているため、今後も多様な経営体が営農できるよう地域で取り組みを進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域計画に位置付けた担い手は、周辺地域を含めた農作業の効率化を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ・使わなくなったぶどう棚を利用した冬瓜の栽培等の活用を検討していく。(⑦)
- ・地区内で畑作と畜産業の循環ができるように耕畜連携を実施を検討していく。(②、⑨)